

第13回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成30年7月27日（金）午後2時

場所：板倉町中央公民館大ホール

報告第20号

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる
変更協議書について

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について、
別紙のとおり報告する。

平成30年7月27日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第7条第1項第5号に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第2の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。

記

1 変更内容

規約第7条第1項第5号に規定する委員について、次のとおり変更する。

変更前

板倉町	須藤 稔	板倉町商工会会長
-----	------	----------

変更後

板倉町	小池 敏郎	板倉町商工会会長
-----	-------	----------

2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

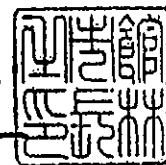
発効日	平成30年5月22日
-----	------------

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月22日

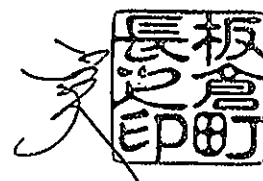
館林市長

須藤 和臣



板倉町長

栗原 美



寄せられたお問合せと事務局からの回答について

1 期間

平成30年4月26日から平成30年6月30日まで

2 お問合せ数及び方法

1件（メール）

お問合せ番号30

【お問合せ日：平成30年5月27日、方法：メール、お住まい：館林市】

今回の審議事項の審議において、妥協云々が多く語られましたがそもそも妥協とは、wikipedia では、「何かの物事を進めるにあたって、関係する双方の意見が食い違い、そのままではそれ以上の進展が望めそうもないときに、いずれか一方が自身の意見を取り下げたり、あるいは双方が互いに相手の意見を一部容認して、歩み寄りして、問題の打開を図ること」と有ります。該審議事項は新市における理念や様々な事業を考える上で基本的なことを含む事項と見えます。ですから「妥協」での決着とならないようもっと本質的な議論を期待します。

合併による財政への影響は、3億円規模のプラス作用、住民サービスを高い方に統一する経費は、4億円超のマイナス作用ですが「住民サービスの低下は考えられない」、「なんらかの妥協点を見出すべき」等の意見が有る中、小山副市長の市がこれまで取り組んできた住民サービスに対する考え方には、聞くべきものが有ったと思います。

住民サービスの在り方をどう考えるべきなのでしょう？金銭的な支援だけが、支援・サービスでは無いことは明白です。そもそもの課題の解決手法について幅広く検討し、解決の道筋を沢山見出し多様な要望に応えられるような多彩なメニューを作り出すことが必要と思います。

はっきり申し上げれば、金銭的支援のサービスは、課題解決ではない別な意図が読み取れてしまいます。本来、課題抽出の段階からしっかりした段取りを経て行い、その対応策とその効果の分析を行って決定されるべきものです。ニーズ調査も「アンケート」のみに頼る手法は実態をミスリードする可能性を含むものとの認識も必

要では無いでしょうか。課題に関係する団体、組織、個人それに行政の担当部署などによる意見交換や、綿密な分析・検討による結論の方が的を得ていることもあると思います。それは、市が提唱する共創社会の実現にも通じる場所であると推察致します。

特に、子育て支援においては、何が本当に望まれていることなのでしょうか

- ・産婦人科、小児科の医療環境の強化
- ・保育、幼児教育環境の充実
- ・障がい児、発達障害児への対応
- ・学校教育における諸問題対応
- ・児童の放課後環境の充実
- ・保護者支援

等々が有るでしょうし、財政的な裏付けが必要な制度・サービスも有り市町財政のひっ迫から実現できてないことも多々あるのが現実でありそれらの中から、優先順位をつけまた、多彩なサービスをどれだけ提供できるかを考えるべきです。それこそが、合併に期待するところでもあります。

事務局からの回答

この度は、第12回合併協議会で協議された内容等に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

いただきましたご意見は、合併協議会委員の皆様にご報告させていただきます。